

事務連絡
令和元年11月22日

別記 御中

厚生労働省健康局難病対策課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」
の施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第55号。以下「法」という。）が本日公布され、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」（令和元年厚生労働省令第73号）とともに、本日施行されました。

今後、厚生労働省としては、対象となる方からの請求に基づき、補償金の支給事務を行うこととなりますが、法の円滑な施行に向けて、貴団体におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、会員等に周知していただきますようお願いいたします。

記

法において、国は、補償金の支給手続等についての周知を行うこととされており、支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。

本補償金の支給対象者の関係者の中には、介護サービス等を利用している方も多いと想定されることから、貴団体におかれましても、例えば、施設・事業所でのリーフレット（別添1）の掲示や厚生労働省の相談窓口の案内等を行っていただくなど、制度の周知に御協力いただきますようよろしく申し上げます。

なお、各都道府県宛てに、同様の通知を行っておりますことを申し添えます。

別添 1 : ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット

別添 2 : ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料
(関係法令・通知)

<参考>ハンセン病元患者家族に対する補償金に関する Q & A

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

(照会先)

厚生労働省健康局難病対策課

ハンセン病元患者補償金支給業務室

電話 : 03-5253-1111 (内線 2148、2151)

直通 : 03-5253-2239

担当 : 秋山、山形

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
日本介護医療院協会
公益社団法人 日本看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
一般社団法人 全国デイ・ケア協会
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人 日本言語聴覚士協会
一般社団法人 日本作業療法士協会
公益社団法人 日本理学療法士協会